令和４年度　個人の事務所・事業所又は家屋敷に係る村民税・県民税申告書

豊丘村長　あて

令和　　年　　月　　日

豊丘村内に事務所・事業所・家屋敷を有していますので、村税条例第３６条の２第８項の規定により、下記の通り申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象の家屋 | 区　　分 | 事務所・事業所・家屋敷 |
| 所 在 地 |  |
| 納税義務者（建物を有する方） | 住民票のある住所 | 〒 |
| １月１日現在の住所 | ※住民票のある住所と異なる場合のみ記入してください〒 |
| フリガナ |  |
| 氏　　名（署名） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 生年月日 | 明・大・昭・平年　　月　　日 | 電話番号 | 　　　　　－　　　　　－　　　　　 |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**上の太枠は必ずご記入ください。**　※下の太枠は１月１日時点で該当する方のみご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当しない理由※数字に「○」をしてください。※５のその他には、具体的な理由をご記入ください。 | １　他人を居住させるための目的で建てたアパートである |
| ２　個人事業者が豊丘村内に設けている独立した倉庫、車庫、資材置場である |
| ３　１月１日時点で、他人に貸し付けている、もしくは親族が住んでいる　　貸し付けている・住んでいる人の氏名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４　老朽化が激しくとても人が住める状態ではない　　**※屋根や壁が抜け落ちる等、建物として機能していない状況でない限りは、家屋敷等に該当します。**　　※家屋敷等として認められない場合、名寄帳から抹消し、住宅特例が適用できなくなる場合があります。 |
| ５　その他 |

記載内容を確認するために、現地調査や必要書類の提出を依頼することがあります。

■留意事項

　・この申告書は、例年９月30日までに提出してください。

　　　※提出がなかった場合、家屋敷課税が賦課されます。ただし、提出期限を過ぎて提出があった場合でも受付いたします。その場合、一旦は課税されますが、申告内容により非課税となることがあります。

　・家屋敷課税については、別紙をご覧ください。

　・この申告書は、非課税となる場合についても毎年提出いただく必要があります。